

# さいたま市立三橋中学校P T A 運営細則

## (趣 旨)

第1条 この運営細則は三橋中学校P T A会則（以下「会則」）の規定に基づき、本会の運営に関し必要な事項を定める。

## (部活動育成会)

第2条 本会は生徒が部活動を通し、集団生活の中で望ましい人格を形成することを目的として、部活動育成会を設置する。

2 部活動育成会会則及び実施細則に基づき活動する。

## (専門委員会及び活動事項)

第3条 本会は専門委員会を置き、次の活動を分担する。

- (1) 総務：学校行事協力、学校活動環境整備、庶務に関する事、学年に関する事
- (2) 企画：生徒の進路指導への協力、学校給食に関する事、卒業に関する事
- (3) 地域安全：生徒の安全と地域とのつながりに関する事
- (4) 文化教養：会員相互の親睦と教養に関する事

2 委員長が招集し、委員会の議長にあたる。

3 会長は必要に応じ、委員長に対し委員会の開催を要求することができる。

## (役員候補者選出特別委員会)

第4条 役員候補者および会計監査候補者を挙げるため、役員候補者選出特別委員会を設置する。

## (会計監査特別委員会)

第5条 会計監査3名により、会計監査特別委員会を設置する。

## (周年記念特別委員会)

第6条 周年記念特別委員会は、周年記念行事を円滑に実施するために、周年記念特別委員会を設置する。

## (その他の委員会)

第7条 会長は重要な事業を推進するために運営委員会の承認を得て、委員会、特別委員会を設置することができる。

## (感 謝)

第8条 転退任した教職員に感謝の意を表すため、記念品を贈る。

## (慶弔及び見舞)

第9条 本会の慶弔及び見舞は、別表第1の通りとする。

(個人情報の取扱)

第10条 本会における個人情報の取扱について、「三橋中学校PTA個人情報取扱規則」を別表第2の通り定める。

附 則

この細則は、平成30年5月1日から施行する。

令和2年7月13日 一部改正 同日施行

令和3年4月1日 一部改正 同日施行

別表第1(第9条関係)

No.	対象	慶弔金及び見舞金等
1	会員の教職員の結婚、本人及び配偶者の出産	5,000 円
2	会員の生徒及び会員の死亡	5,000 円及び花輪もしくは生花
3	会員の教職員の配偶者、実父母及び子の死亡	5,000 円
4	会員の生徒、教職員の2週間以上の入院	5,000 円
5	上記以外の事情が発生した場合、その都度協議	